

協議事項	1 地方分権改革の推進について
現 状 と 課 題	
<p>1 現状</p> <p>(1) 神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。</p> <p>(2) 地方分権改革については、国において、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議で地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえた調査・審議が行われ、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」の決定がされたことや、第3次一括法の成立、第30次地方制度調査会において大都市制度の改革等の答申が取りまとめられるなど、真の分権型社会の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、義務付け・枠付けの見直しについて、地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多く設定されていることや更なる見直しが必要であること、また、国から地方への事務・権限の移譲について、地方の提案が実現されていないものがあるなど、取組が不十分な状況にある。</p> <p>(3) 首長の在任期間については、国において法改正に向けた具体的な検討が進んでいない状況である。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 補完性の原則により国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の原則廃止等を更に積極的に進める必要がある。</p> <p>(2) 地方の役割に見合う地方税源の充実強化を行うとともに、地方自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税総額の充実をはじめ、地方税財政制度を抜本的に改革する中で図られるべきものであり、地方法人特別税は地方税として復元する必要がある。</p> <p>(3) 地方交付税が、国による義務付けや政策誘導等を行うことのない制度となるよう、地方共有の固有財源であることを改めて明確にする必要がある。</p> <p>(4) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含めて全額を国の負担とする必要がある。</p> <p>(5) 地方自治及び地方分権改革に関わる重要な政策事項について、法に基づく分科会の開催も含め、国と地方の協議の場を積極的に開催することや、地方側の議員の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加える必要がある。</p> <p>(6) 現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度について、地方自治体の裁量権を広範に保障するものとするため、地方の意見を踏まえ、地方自治法を抜本改正する必要がある。</p> <p>(7) 道州制の議論に当たっては、国の出先機関の原則廃止や地方への大幅な権限・税源の移譲、大都市制度のあり方等について地方の意見を十分に尊重する必要がある。</p> <p>(8) 首長の在任期間について、多選制限の是非や具体的内容を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令の改正を早急に行う必要がある。</p>	
今 後 の 取 組 (協 議 事 項)	
<p>地方分権改革をめぐる現状や課題を踏まえ、国等の動向を注視しつつ、今後の改革の推進に向けて、国に対し提言することや、首長の在任期間の制限に関する意見表明を行うことについて協議する。</p>	